

栃木県糖尿病療養指導士 認定規程 第3版

1. 栃木県内の医療・福祉・行政・教育機関に勤務し、糖尿病に携わるスタッフで、基礎(認定)講習会を申し込みする時点において最低2年以上の糖尿病患者に関わる実務経験があること。
2. 栃木県糖尿病療養指導士認定委員会が主催する基礎(認定)講習会を受講していること。
3. 「認定対象者」
看護師・保健師・准看護師・薬剤師・管理栄養士・栄養士・臨床検査技師・理学療法士・歯科衛生士・介護福祉士・健康運動指導士・臨床工学士・視能訓練士等の医療職種のほか、臨床心理士・メディカルクラーク(事務員)など、直接患者にかかわる者。
4. 「認定条件」
 - 1) 栃木県内の医療機関及び職場に従事している者で、施設長の推薦書を必要とする。
 - 2) 栃木県糖尿病療養指導士認定委員会が主催する基礎(認定)講習会を過去1年以内に受講していること。
 - 3) 以下のいずれかの方法で日本糖尿病協会の会員であること
 - (ア) 日本糖尿病協会に登録された各施設の患者会(友の会)に入会する
 - (イ) 日本糖尿病協会に本部会員として入会する
5. 「認定方法」
 - 1) 認定を申請しようとする者は、栃木県糖尿病療養指導士認定機構(以下認定機構)が作成する認定試験により、認定機構が認定する。
 - 2) 認定機構が定めた基礎(認定)講習会を受講した者は、認定試験を受けることができる。
 - 3) 認定機構に、受験・認定審査料を振り込んだのち、別に定める書式で認定を申請する。
 - 4) 試験は認定委員会が作成し、認定委員会で採点する。
 - 5) 合否判定基準は認定医委員会で別途定める。
6. 「判定」
認定機構にて、合否の判断を行い、合格者には認定書を発行する。
7. 日本糖尿病療養指導士(CDEJ)有資格者について
 - 1) 「認定条件」を満たすCDEJ有資格者は、基礎講習会・試験を受けることなく、書類審査のみで認定する。

- 2) 申請方法は認定申請書とCDEJ認定書のコピーを提出し、認定申請料を支払うこととする。

8. 「費用」

- 1) 基礎(認定)講習会 受講料 3,000円
- 2) 試験・認定申請料 3,000円
- 3) 認定証再発行料 3,000円
- 4) 認定更新料 3,000円

9. 「認定期間」

認定期間は、5年間とする。

10. 「更新」

- 1) 認定期間5年間のうち最低30単位の研修を受講すること。
- 2) 認定機構が開催する療養指導報告会(更新講習会)は、5年間のうち1回以上参加すること
- 3) 更新に必要な単位の種類は研修単位1)から7)に規定する。

11. 「研修単位」

- 1) 栃木県糖尿病療養指導士認定機構が主催する研修会。:1時間で2単位、上限6単位
- 2) 日本糖尿病学会年次学術集会および地方会、糖尿病学の進歩、日本糖尿病教育・看護学会年次集会、日本病態栄養学会年次集会、日本糖尿病眼学会、日本糖尿病合併症学会、日本糖尿病療養指導学術集会 :5単位 (発表者には2単位を追加する。)
- 3) 本機構に関係する団体が関与していて、糖尿病に関する講習会及び研究会であれば、1時間以上で1単位として認める。(別途、事務局に申請が必要) ※個人からの問い合わせは各種団体に問い合わせする事。
- 4) 日本糖尿病療養指導士の単位が取得できる上記以外の講習会:2単位
- 5) 栃木県糖尿病対策推進協議会が主催・共催する研修会:1時間で1単位
- 6) ボランティア活動を行えば5年間のうち1回を限度として4単位として認める。(栃木県糖尿病協会に関する活動(ウォークラリー、小児サマーキャンプなど)ただし、主催者の発行する証明書などが必要。)
- 7) 日本糖尿病協会が運営するeラーニングの受講は1コンテンツにつき、0.5単位を認め
る。なお、e-ラーニングの受講で更新時に適用できる単位の上限は30単位のうち24単位まで可能である

12. 「更新手続き」

- 1) 更新申請書を認定機構へ提出する。
- 2) 単位取得した研修会の受講証または参加証などをA4の白紙に糊付けして、書式(別途定める)に必要な単位数を記入して提出する。
- 3) 更新時 CDEJ の資格を有する場合、研修単位の証明は不要であるが更新手続きは必要とする。
- 4) CDEJ 取得者以外は添付書類のコピー不可とする。
- 5) 更新手続きがされない場合、認定資格は失効となる。

13. 「更新判定」

認定機構にて合否の判断を行い、合格者には認定書・を発行する。

14. 「既定の改廃」

本規約の改廃は、認定委員会で行う。

附則

- 1 この規約は、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 令和元年 6 月 28 日、一部改訂する(下線部、第 1 条、第 4 条、第 11 条)。
- 2 令和 4 年 2 月 1 日、一部改訂する(下線部、第 10 条、第 11 条)。